

事業系ごみ

分別・減量資源化の手引き

～ごみの処理を一般廃棄物処理業許可業者等に委託する場合～



武蔵野市

事業系ごみについて考えてみましょう

武蔵野市内にはJR3駅（吉祥寺、三鷹、武蔵境）があり、とくに吉祥寺駅は京王井の頭線の乗り換え駅でもあるため、吉祥寺の街には多くの人を訪れます。また、飲食店が多いため、事業活動等に伴って排出されるごみの割合が多く、市全体のごみ原単位（市民1人1日当たりのごみ量／武蔵野市726.1g／多摩地域全体666.6g／いずれも「多摩地域ごみ実態調査・令和4年度統計」より）の減量を妨げています。

ごみゼロを目指して 持続可能なまち「むさしの」へ
～ 身近なことからみんなで一歩ずつ ～

これは「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度～令和14年度）」の基本理念です。将来にわたり持続可能なまち「むさしの」として発展していくために、市民生活や事業活動において、ごみの発生を可能な限り抑制するとともに、エネルギーや資源の消費を抑え、環境に与える負荷の小さい都市を目指していく姿勢を表しています。

市民・市民団体、事業者、行政の各主体が、それぞれのできることから少しずつ取り組んでいこうというものです。

事業者のみなさん、今一度、事業活動に伴い発生するごみの量・分別状況などについて、点検・検証を実施してください。**ごみのほとんどが種類ごとに適切に分別すれば減量・リサイクルが可能です。**この「事業系ごみ分別・減量資源化の手引き」を参考に、さらなる取り組みの強化をお願いします。

目次

排出者責任、関係法令・条例	1	ごみを限りなく減量しましょう	8
廃棄物の区分	2	○ 武蔵野市の一般廃棄物処理業者等に委託する場合の処理フロー図	
産業廃棄物の種類と具体的な例	3	①【資源物】	
事業系一般廃棄物の処理方法について	4	・古紙類の資源化をお願いします	
一般廃棄物処理基本計画の方針、減量目標	5	・生ごみの資源化をお願いします	
事業系ごみの減量目標達成を！	6	②【産業廃棄物】	
事業系ごみの占める割合	7	・廃プラスチック類の分別徹底をお願いします	
		事業系ごみ減量取り組みのメリット	13
		業種別のごみ減量資源化の取り組み例	14
		ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）	
		認定表彰制度について	16
		不適正搬入の防止検査	17

排出者責任、関係法令・条例

事業者の排出者責任が強化されています。

近年、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）で事業者の排出者責任が強化され、基準を守らない廃棄物の不適正処理や不法投棄、焼却を行った場合には、厳しい罰則が課せられます。また、武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例（以下「条例」という。）にも「事業者の責務」が規定されています。代表的なものは下記の通りです。

☆ 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

（法第3条第1項・条例第9条）

● 一般廃棄物処理計画に従い、市町村の行う処理に協力すること、市町村の指示を受けることを意味します。

☆ 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、その減量に努め、廃棄物の処理が困難にならないようにしなければなりません。

（法第3条第2項・条例第5条）

● 物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合、その処理が困難にならないようにするなど、ごみの減量に努めなければなりません。

☆ 廃棄物の減量、その他適正処理の確保などに関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

（法第3条第3項・条例第5条第4項）

● 事業者には、その事業所が所在する当該市町村の指導に従って事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の分別・減量資源化に取り組む義務が生じます。

☆ 市の定めた分別などの基準を守らずに処理業者が事業系ごみを収集・運搬・処分した場合、改善命令を出すことがあります。

（法第19条の3第1号）

● この改善命令に従わない場合は、罰則があります。（法第26条第2号）

☆ 市職員は必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬、処分などの状態を検査することができます。

（法第19条第1項・条例第36条第1項）

● 上記の立入検査を拒否した場合などには、罰則があります。（法第30条第8号）

☆ 事業者が不法投棄を行った場合には、3億円以下の罰金が課せられます。

（法第25条第1項第14号・第32条第1項第1号）

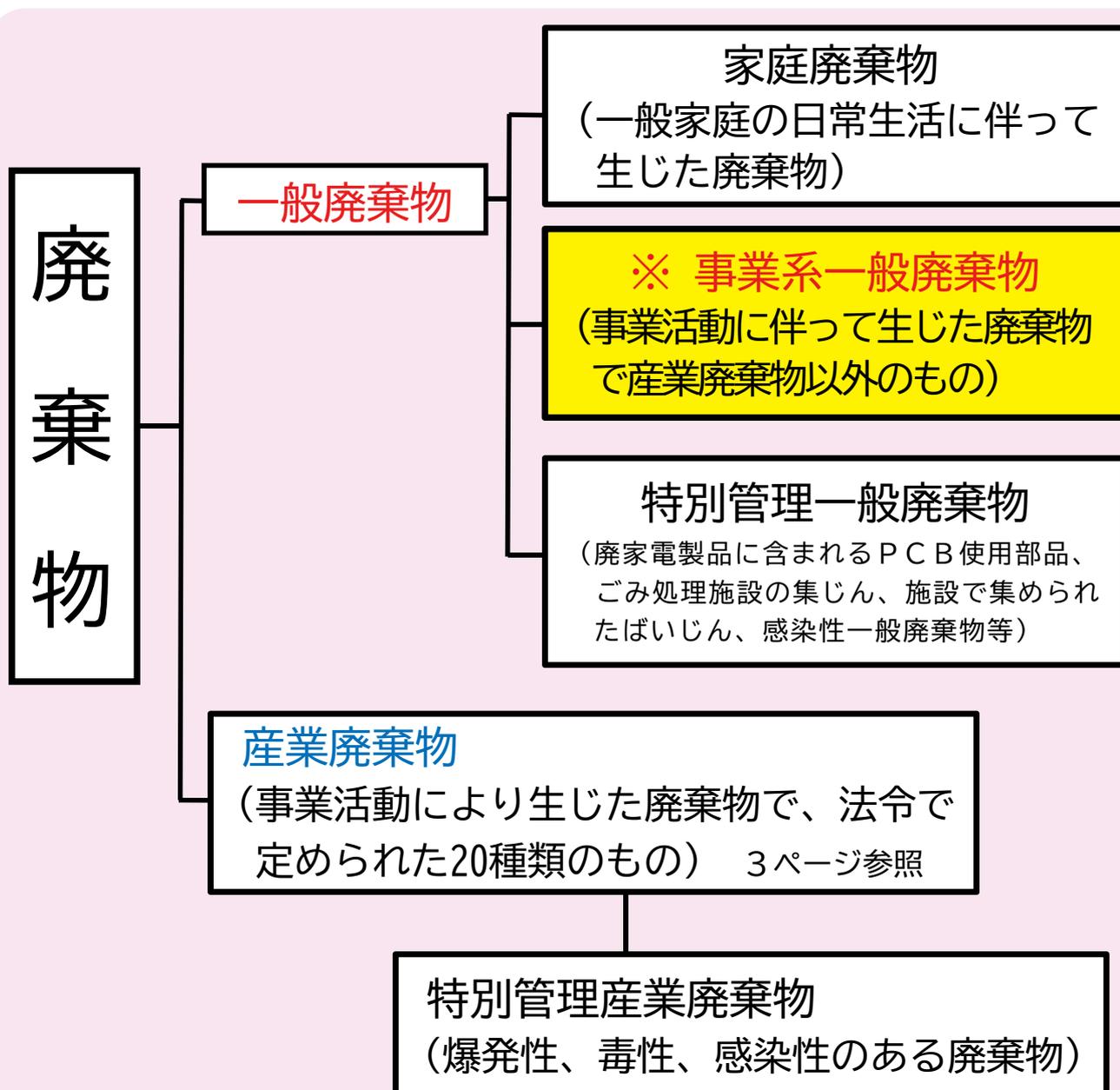
● 不法投棄があった場合、行為者とその当該事業主も罰せられます。（両罰規定・法第32条）

その他、循環型社会形成推進基本法、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法などの法令で事業者の排出責任が定められています。

廃棄物の区分

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義されています。

これらの廃棄物は、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。



この「手引き」は上図にある一般廃棄物のうち、「事業系一般廃棄物」の適正処理、減量資源化などについて記述しています。

産業廃棄物の種類と具体的な例

※産業廃棄物は、武蔵野クリーンセンターには搬入できません。

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	活性炭、焼却炉の残渣などの各種焼却かす
	(2)汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3)廃油	グリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4)廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
	(8)金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	(9)ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず等
	(10)鉱さい	鉱物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11)がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12)ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
*排出する業種等が限定されるもの	(13)紙くず	以下の業種から発生する紙くずに限る →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 (注:これ以外の業種から発生する、コピー用紙などは、事業系一般廃棄物)
	(14)木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、パーク類など →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 (注:これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物) ②貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む) (注:木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません。)
	(15)繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くずに限る →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 (注:これ以外の業種から発生する、不要な天然繊維製の衣服などは、事業系一般廃棄物)
	(16)動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17)動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど)
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20)汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	

* 上記表の(13)～(19)は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は、事業系の一般廃棄物となります。(ただし(14)②はすべての業種で産業廃棄物になります。)

適正処理の詳しい方法については東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課03-5388-3586にお尋ねください。

事業系一般廃棄物の処理方法について

一般廃棄物処理業許可業者に処理を委託する場合

武蔵野市内の事業者は「武蔵野市一般廃棄物処理業」の許可を持っている業者と直接契約を締結します。

処理を委託するときの注意事項



必ず一般廃棄物処理業許可証の提示を求めてください。委託するごみの種類、量、作業内容について、その許可業者が請け負える許可、設備等を有しているかを確認します。無許可の業者への委託は法律で禁止されています。



適正な処理料金で契約を行いましょう。許可業者が事業系一般廃棄物の収集運搬並びに処分を行う場合には、市が条例で定める手数料額（1kgあたり55円・平成25年4月改定）を超えて処理料金を受け取ることは法律で禁止されています。一括料金で契約している場合は、契約収集量と料金を照らし合わせてみましょう。ただし、特別な業務（収集作業場所敷地内の清掃、容器の貸与、選別作業、登録再生利用事業者に生ごみを搬入する場合等）についての料金は含みません。

ごみ処理契約



排出事業者としての責任を果たすため、委託する処理業者を自らの責任で決定し、また処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類、数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）についても、自らの責任で処理業者と協議し決定してください。また、再委託行為は法律で禁止されています。

一般廃棄物処理基本計画の方針、減量目標

市民・市民団体・事業者・行政の協働によるごみの発生抑制



「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度～令和14年度）」では3つの基本方針を設定しています。

- ①「リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進」
- ②「市民・市民団体、事業者、行政の連携」
- ③「安全・安心で安定したごみ処理の維持」

これは、ごみの発生抑制・排出抑制・資源化に努めるために、市民・市民団体、事業者、行政がそれぞれの責務を果たすとともに、効果的に連携・補完して計画の推進にあたることで、安全、安心で安定したごみ処理を維持し、基本理念の達成を目指していきます。

事業活動のあらゆる場面で、ごみの発生抑制の取り組みを強化しましょう



事業系ごみの減量目標達成を！

武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度～令和14年度）24ページから抜粋

市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量		
R3（2021）（実績値）	R14（2032）（目標値）	R3比
637g/人・日	588g/人・日	49g削減（8%）

事業系持込ごみ年間排出量		
R3（2021）（実績値）	R14（2032）（目標値）	備考
5,273t/年	5,471t/年	新型コロナウイルス感染症の影響がおおむね解消された後の反動を極力抑えること

目標達成に向けた具体的な取り組みの例

全従業員の協働による、ごみ減量の意識啓発

「ごみは出した人、部署が責任を持つ」を合言葉に、部署ごとに分別容器を設置し、責任者が毎日中身を点検し、分別状況をチェックするとともに計量して「ごみ減量管理票」に記入します。月末には「ごみ減量管理票」を月報としてまとめ、さらなる減量対策の資料とします。

リサイクル・マニュアルの作成

当該事業所におけるごみの分別方法、リサイクルのシステムを定めた「リサイクル・マニュアル」を作成し、全従業員に配布をして分別、減量の徹底を図ります。

テナントビルの場合

テナントごとにリサイクル責任者を選出し、それぞれの売り場などのごみ分別・減量をチェックします。週に1回は「リサイクル責任者会議」を開催し、ビル全体のごみの状況について検証します。

分別不良のごみは、持ち帰らせる

排出者責任を明確にするために、ごみ袋などに部署名・テナント名を記入させ、分別が悪い場合はその責任者を呼び出すとともに持ち帰らせ、再度分別を徹底させます。

紙の使用枚数を定める

オフィスビルなどは大量の紙類を使用するため、使用量を抑制するために各部署ごとに1ヵ月のコピー紙などの使用枚数を定めます。コピー機をカード管理し、各部署ごとに使用枚数をカウントして会議などで報告します。正当な理由のない使用枚数の大幅な増加のあった部署に対しては、原因究明と改善を求めます。

事業系ごみの占める割合

武蔵野クリーンセンターで処理される可燃ごみの約1/5が事業系ごみです。

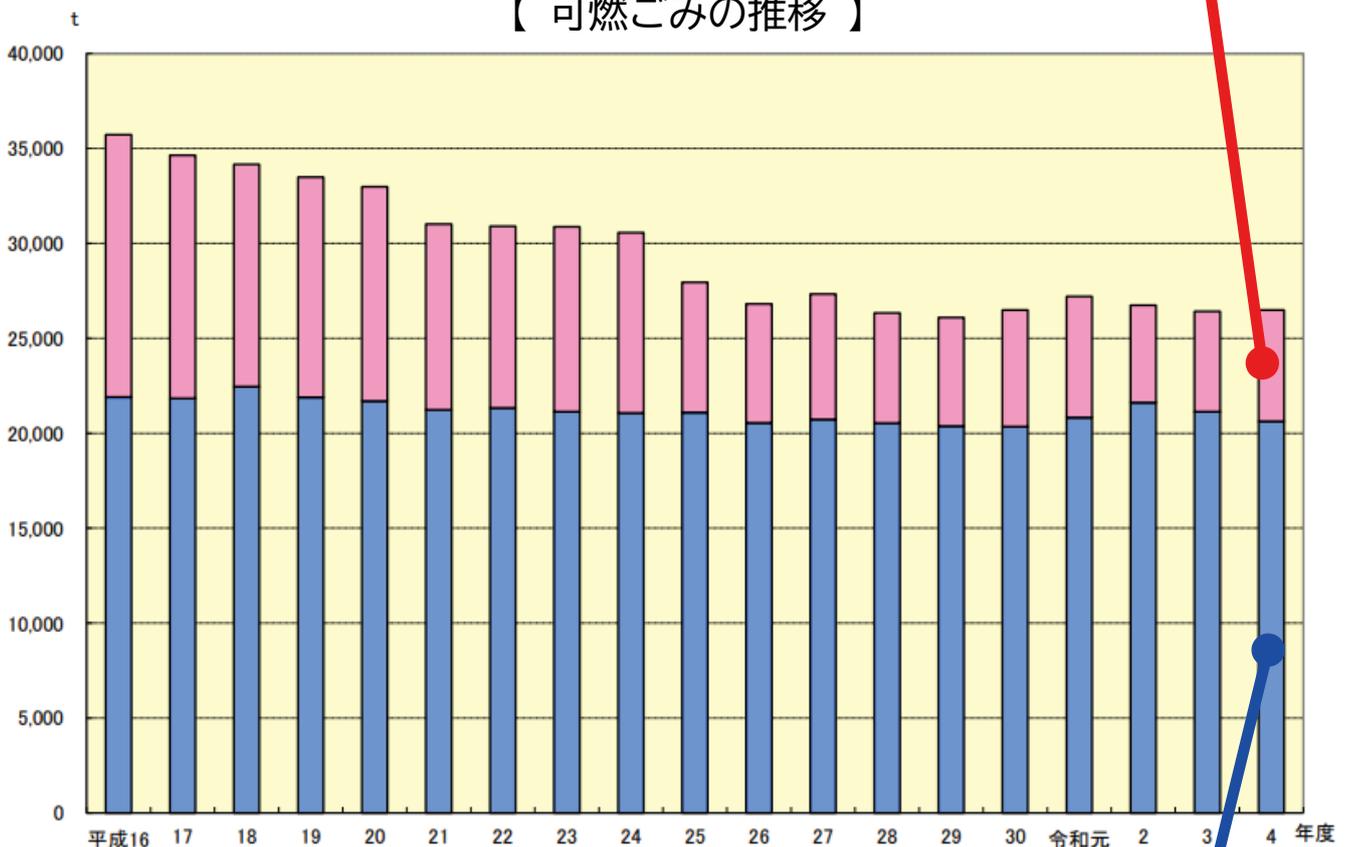
事業系ごみの排出量は、市で処理する可燃ごみにおいて全体の20%を占めています。また、新型コロナウイルス感染症による行動制限時の反動により、事業系ごみの排出量が増加に転じています。今後もより一層のごみ減量にご協力願います。

事業系ごみ（令和4年度）

5,863t

1日あたりのごみ排出量が10kgを超える事業者約2,500箇所

【 可燃ごみの推移 】



家庭ごみ（令和4年度）

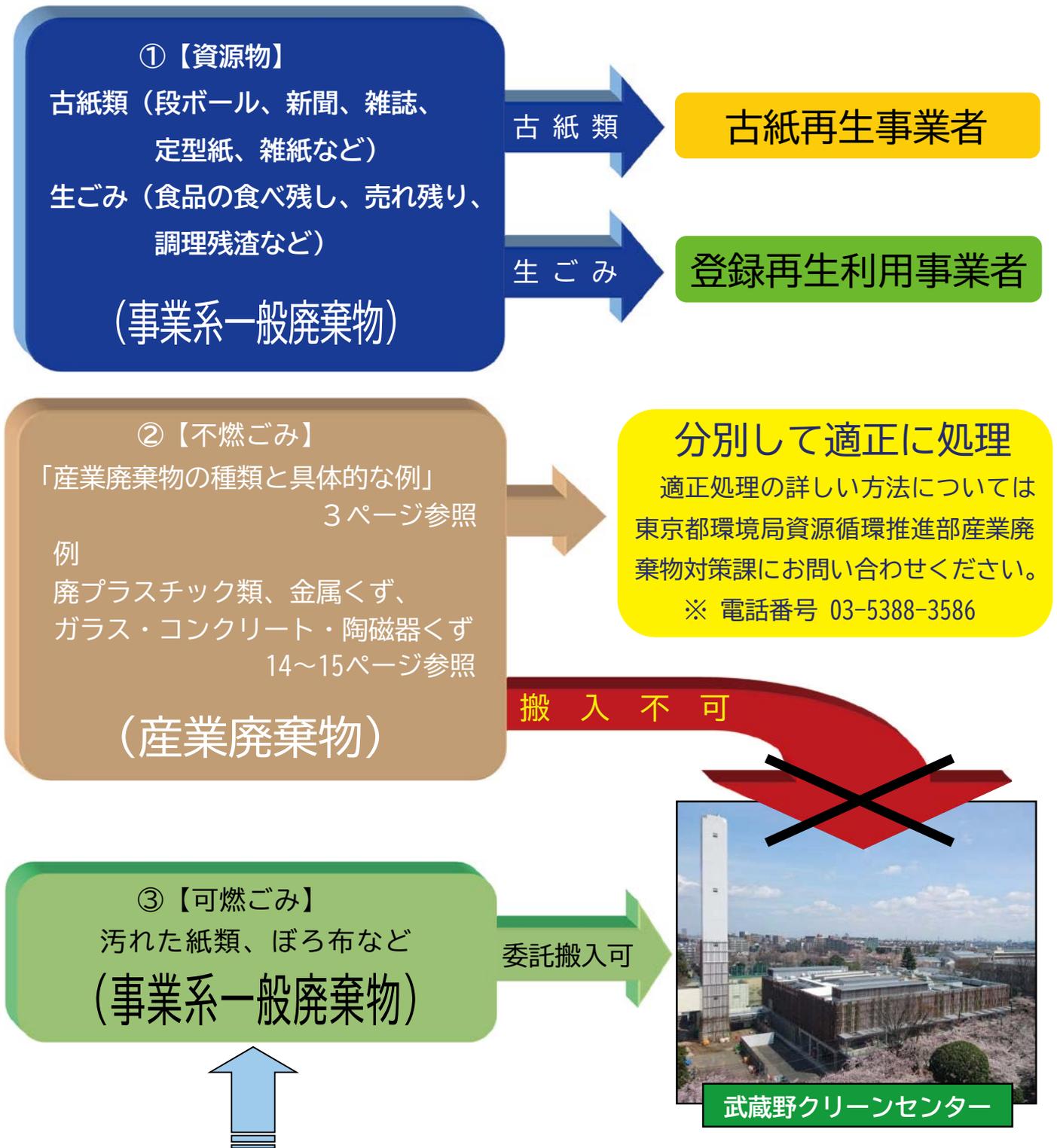
20,620t

1日あたりのごみ排出量が10kg以下の事業者約4,900箇所を含む

ごみを限りなく減量しましょう！

下記の処理フロー図と、9～12ページの取り組みを参考に
さらなる分別・減量資源化をお願いします。

武蔵野市の一般廃棄物処理業者等に委託する場合の処理フロー図



武蔵野クリーンセンターに搬入ができるのは、③の事業系一般廃棄物だけです。

①【資源物】 古紙類の資源化をお願いします

段ボール・新聞紙・雑誌などだけではなく、雑紙類の分別の徹底をお願いします。
雑紙は可燃物への混入割合が多く、分別すれば大幅なごみの減量につながります。



雑紙の説明をします。

資源になるもの

※ 濡らしたり汚したりすると、資源になりません。

※ 契約する業者によって、下記の内容が異なる場合がありますのでご確認ください。



細かく切ったメモ用紙



色紙（黒・赤を除く）



広告・チラシ等



茶紙・封筒



菓子などの箱類



紙袋



シュレッダーくず

※ シュレッダーくずは、他の雑紙と
混ぜないでください。



下の写真は資源にならないものです。

資源にならないもの

※ 契約する業者によって下記の分別が異なる場合がありますのでご確認ください。



ティッシュペーパー

可燃ごみ



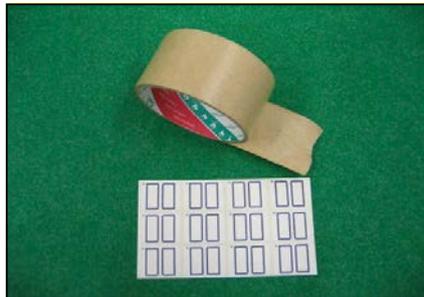
カップ麺の容器（紙製）

可燃ごみ



写真

可燃ごみ



シール・紙テープ

可燃ごみ



ビニールコーティングされたもの

不燃ごみ

※ 機密書類について



市役所では機密書類等も全て資源化しています。事業所のみなさまも顧客名簿やカルテなどの機密書類を処分する場合には、安易に焼却せず、厳重に保管、管理をしたうえで、機密書類を取り扱う専門業者へ依頼してリサイクルしてください。

①【資源物】 生ごみの資源化をお願いします

武蔵野市では、事業所から排出される生ごみについて、限りなく全量に近く資源化（飼料化、肥料化等）していただくようお願いしています。生ごみが発生する場合、**下記の写真**のように発生源で不純物が混入しないように注意し、**登録再生利用事業者**に搬入してください。（登録再生利用事業者についての詳細は、収集契約を締結している一般廃棄物処理業許可業者にお問い合わせください。）

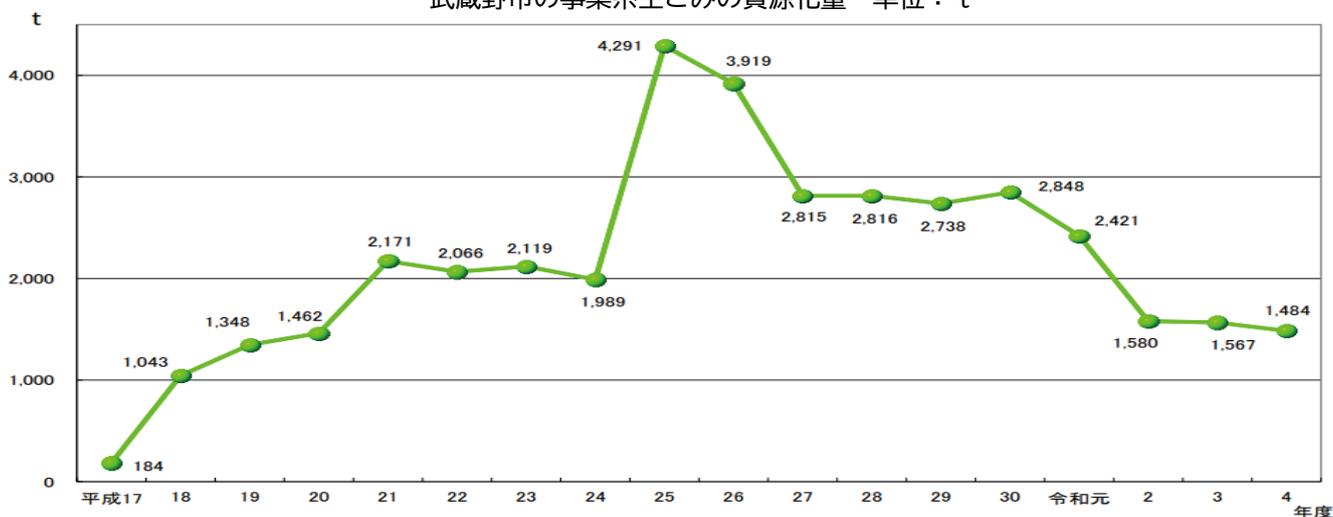
生ごみに不純物が混入しないように心がけてください。



※ 飼料化する場合、「食品関連事業者向け・飼料化のための分別マニュアル（農林水産省生産局・平成27年度エコフィード増産対策事業）」を一例として活用してください。

<https://save-earth.or.jp/manual/>

武蔵野市の事業系生ごみの資源化量 単位：t



平成25年にクリーンセンターの処理手数料を20円/kgから40円/kgに改定したことにより、資源化施設に搬入される生ごみの量が急増しましたが、発生抑制等、事業系ごみの減少に比例して資源化量も下がりました。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で事業系ごみ全体が減少しています。

② 【産業廃棄物】 (3ページ参照)

廃プラスチック類の分別徹底をお願いします

廃プラスチック類は、金属くず・ガラスくず・陶磁器くずなどと同じ産業廃棄物です。量の多少に関係なく、武蔵野クリーンセンターへの搬入は禁止されています。分別を徹底し、8ページ処理フロー図 ①【資源物】および ③【可燃ごみ】に混入しないように注意してください。



廃プラスチックの一例です。



産業廃棄物の混入は微量でも禁止です！



分別の悪い例

この状態でごみを出すことはできません



事業系ごみ減量取り組みのメリット

事業所におけるごみ減量・リサイクルへの取り組みは、省資源、省エネルギー、地球温暖化防止、汚染物質の削減など地球環境の保全に寄与することができます。また、事業活動にもさまざまなメリットがあります。

コストの削減と効率化 が達成できます



特に紙類の使用量を抑えるなど、事務用品の無駄を減らし、職場内での体系的な節約を行うことで、経費の節約・効率化が図れます。

● 具体的な取り組み例・・・14ページ参照



企業イメージが 向上します

地球温暖化など、環境問題全般への関心が高まる中、事業所総体でごみ減量・リサイクルを推進することは、企業イメージを確実にアップさせます。

従業員のみなさんの 意識啓発に繋がります

ごみを出さない職場を目指すことで、過剰生産の抑制、作業工程の合理化、品質管理の向上など、従業員の皆さんの意識啓発に繋がります。



地球環境の保全に 寄与します

取り組みを推進することにより、省資源・省エネルギー、汚染物質削減など、持続可能な地球環境を次世代に残すことができます。



業種別のごみ減量資源化の取り組み例

オフィス・事務所編



ごみ減量資源化の取り組み例

- コピー用紙の使用量抑制（両面コピーやペーパーレス化など）
- 片面コピーで不要になったものはメモ用紙や内部資料に使用
- 古紙類は分別する。とくに雑紙を分別して資源化する
- びん、缶、ペットボトルは資源物として出す

一般廃棄物に混入してはいけない産業廃棄物の例

廃プラスチック類の例

ペットボトル、日用品のプラボトル、飲料・食品・お菓子の容器、ビニール袋、プラコップ、レジ袋、緩衝材、プラスチックハンガー、ビニール手袋、ファイル、バインダー、ボールペン、PPバンド、発泡スチロール、プラスチック製弁当容器など

ガラスくずの例

飲料水のびん、調味料のびん、鏡、ガラス、陶磁器製の食器など

金属くずの例

飲料水の缶、調味料の缶、一斗缶、金属製品、クリップ、ホッチキスなど

卸業・小売業編



ごみ減量資源化の取り組み例

- 過剰包装を控え簡易包装に変える
- 流通用包装材は繰り返し使えるものに変える
- 古紙類は分別する。とくに雑誌を分別して資源化する
- びん、缶、ペットボトルは資源物として出す

一般廃棄物に混入してはいけない産業廃棄物の例

廃プラスチック類の例

発泡スチロール、食品トレイ、ペットボトル、食品のプラボトル、日用品のプラボトル、レジ袋、緩衝材、ビニールひも、業務用食材シート、PPバンド、プラスチック製品など

ガラスくずの例

飲料水のびん、調味料のびん、ガラスなど

金属くずの例

飲料水の缶、調味料の缶、一斗缶、金属製品、缶詰の缶など

【その他の業種】

製造業、医療機関（病院など）、教育機関（学校、専門学校）など、いろいろな業種があります。下記の4業種を参考に、一般廃棄物・産業廃棄物を分別し、ごみ減量資源化をお願いします。

飲食業編



ごみ減量資源化の取り組み例

- 調理時に無駄な生ごみを出さない
- 調味料（酒類、醤油）などはリターナブルびんを使用する
- 残飯や調理くずは分別して資源化する
- びん、缶、ペットボトルは資源物として出す

一般廃棄物に混入してはいけない産業廃棄物の例

廃プラスチック類の例

発泡スチロール、食品トレイ、レジ袋、日用品・食品のプラボトル、緩衝材、ビニールひも、業務用食材シート、ペットボトル、ビニール手袋、PPバンド、プラスチック製品など

ガラスくずの例

飲料水のびん、調味料のびん、ワインのびん、ガラス、陶磁器製の食器など

金属くずの例

飲料水の缶、調味料の缶、一斗缶、金属製品、缶詰の缶など

宿泊業編



ごみ減量資源化の取り組み例

- 石鹸、シャンプーなどはディスペンサー容器に変える
- 流通用包装材は繰り返し使えるものに変える
- 古紙類は分別する。とくに雑誌を分別して資源化する
- びん、缶、ペットボトルは資源物として出す

一般廃棄物に混入してはいけない産業廃棄物の例

廃プラスチック類の例

ハンガー、くし、カミソリ、歯ブラシ、スリッパ、ペットボトル、プラコップ、飲料・食品・お菓子の容器、PPバンド、日用品・食品のプラボトル、レジ袋、プラスチック製品、緩衝材、ビニールひも、ビニールシートなど

ガラスくずの例

飲料水のびん、調味料のびん、ワインのびん、洋酒のびん

金属くずの例

飲料水の缶、調味料の缶、一斗缶、金属製品、缶詰の缶など

ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー） 認定表彰制度について



2007年から事業活動においてエネルギー・資源の消費を抑えながら、ごみの発生を可能な限り抑制し、そのうえで発生するごみについても、生ごみ・雑紙の資源化を実践してきた事業者に対し、その功績を認定する制度を創設しました。2023年には27事業者が認定表彰されました。

Ecoパートナー

武蔵野市

ごみ減量資源化推進事業所 2023年認定

学校法人 亜細亜学園	アトレ 吉祥寺店	株式会社 イトーヨーカ堂 武蔵境店	いなげや 武蔵野 桜堤店	いなげや 武蔵野 関前店
いなげや 武蔵野 西久保店	井の頭 自然文化園	NTT 武蔵野 研究開発 センタ	エフエフビル 管理組合	御料理 武蔵野
吉祥寺東急 REI ホテル	キラリナ 京王吉祥寺	コピス 吉祥寺	コープみらい ミニコープ 武蔵野店	サミット 武蔵野 緑町店
株式会社 JR 東日本 ステーションサービス 立川駅務管区 吉祥寺駅	吉祥寺シュー プラザビル	学校法人 成蹊学園	株式会社 西友 吉祥寺店	ダイヤ ハローレビル
東急ストア 三鷹店	株式会社 東急百貨店 吉祥寺店	パルコ 吉祥寺店	株式会社 丸井 吉祥寺店	武蔵野 赤十字病院
横河電機 株式会社	ヨドバシ 吉祥寺	以上 認定事業所 50音順		

「ごみ・環境意識もプロモーション」
認定事業所は省エネルギーかつ省資源型都市への
転換のための取組を推進しています。

市内にある全ての事業所が認定の対象になります。詳しい認定基準については、市のホームページをご覧ください。ごみ総合対策課までお問い合わせください。

不適正搬入の防止検査

市では毎日の廃棄物搬入検査、不定期で行う展開検査、年間50回程度の立入検査を実施しています。

不適正搬入をした事業者が特定された場合は、廃棄物の受け入れ拒否等の厳格な処置を講じる場合があります。

クリーンセンター搬入検査・展開検査

搬入検査



産業廃棄物、資源古紙の混入防止のための監視

展開検査



収集業者が搬入したごみの中に産業廃棄物、資源古紙の混入を防ぐための検査

事業所への廃棄物保管場所立入検査



事業所から排出されたごみの分別状態の検査



事業系ごみ分別・減量資源化の手引き

～ごみの処理を一般廃棄物処理業許可業者等に委託する場合～

武蔵野市 環境部 ごみ総合対策課
〒180-0012 武蔵野市緑町3丁目1番5号
武蔵野クリーンセンター管理棟1階
TEL 0422(60)1802 FAX 0422(51)9950
MAIL : SEC-GOMITAIKAKU@city.musashino.lg.jp